

2024文議第621号
令和6年9月4日

文京区議会議員 殿

文京区議会議長
白石 英行

請 願 の 付 託 に つ い て

今般受理した請願については、別紙のとおりそれぞれ
所管委員会に付託いたします。

委員会別付託請願一覧

委員会	受理番号	件名
総務区民 (2件)	第15号	場外馬券売り場（後樂園オフト）の撤去を求める請願
	第16号	文京区の政策に区民（子どもを含む）の意見を取り入れることに関する請願
厚生 (2件)	第17号	介護保険制度の抜本的改善、介護従事者の処遇改善を求める請願書
	第18号	当面の間、マイナ保険証と現行の健康保険証を両立するよう国への意見書提出に関する請願
建設 (1件)	第19号	文京区のまちづくりの定義を明確にし、真の住民参加／参画の実現に道を拓く「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の検討を求める請願
文教 (6件)	第20号	小・中学校全学年において早急に少人数学級の実現を求める請願
	第21号	「グリホサート農薬」の入っていない安心安全な学校給食の提供を求める請願
	第22号	学校給食に「ゲノム編集食品」を使用しないことを求める請願
	第23号	子どもの最善の利益を守るため、小日向台町小学校等の改築において改めて仮校舎用地確保を検討し、今後の学校改築においては校舎外に仮校舎用地の確保を念頭に置いた長期の改築計画を策定すること。また小日向台町幼稚園移転がなくなった経緯について改めての区民への説明と、今後の適切な文書管理を行うことについての請願
	第24号	区内全学校施設の普通教室における夏場の就学環境の確認及び改善を求める請願
	第25号	小中学校の学校給食における飲用牛乳の選択制に関する請願

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和6年9月2日 第15号
件 名	場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去を求める 請願
請 願 者	文京区本駒込五丁目 15 番 12 号 新日本婦人の会文京支部 支部長 小 竹 紘 子
紹 介 議 員	板 倉 美千代
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

文京区は、東京都への後楽園競輪再開に断固反対する要請文の中で、「文京区は、鷗外、一葉、漱石をはじめ多くの文人が住み、作品の舞台となった歴史と文化のまちであり、東大をはじめ多くの学校が所在する教育の町に競輪はふさわしくない」と述べています。私たちは、私たちの住むまちをギャンブルのあるまちとして継続させたくありません。

文京区は、今、子育てしやすい町として、子どもの教育や安全な環境を求めて、若い世代の人口が増えています。

感染流行時には、コロナウイルスの感染対策で、場外馬券売り場「ウインズ」を休止していました。今までの場外馬券売り場（後楽園オフト）では大井競馬場を中心に南関東公営競馬すべての馬券を販売しているため、ビルの6階に移動したとはいえ、馬券売り場も広くなり、券売機も50台以上設置されており、大変な混雑で、ギャンブル場特有の雰囲気です。「文の京」の教育と文化、安全で安心なまちづくりにも逆行するものです。

ギャンブルが法で禁じられているのは、それだけ大きな弊害があるからです。厚生労働省の研究班発表によると「問題は日本のギャンブル依存症の比率が他国と比較して、異常に高いことです」（2017年9月）、と述べています。

勝ったらもっと、負けても負けを取り返すためにまたというギャンブルの特性による被害は、ギャンブル依存症の人だけでなく、さらにそのまわりで精神的、物理的被害が数倍にも及んでいます。

ギャンブル依存症の人だけでなく、さらにそのまわりの人達を苦しめる公営競馬、勝ち馬投票券の販売を中止し、純粹にスポーツとしてのみおこなうことを、「文の京」文京区から提案してください。

場外馬券売り場の撤去とともに、関係各方面に撤去を働きかけてくださるよう請願致します。

請願事項

- 1 場外馬券売り場（後楽園オフト）を撤去してください。
- 2 中央競馬場外勝馬投票券発売所の撤去を関係各方面へ働きかけてください。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和6年9月2日 第16号
件 名	文京区の政策に区民（子どもを含む）の意見を取り入れることに関する請願
請 願 者	 藤 卷 杏 慈
紹 介 議 員	依 田 翼 板 倉 美千代
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	総 務 区 民 委 員 会

請願理由

文京区の「都市計画マスタープラン」では、まちづくりにおける「区民と区の協働」が謳われています。

文京区では、住民（子どもを含む）の意見を無視して、一部の人の利益を優先するかのような政策が、多くの区民が知らない間に強行されているように感じており、例えばアンケートのような、「区民の声を聴く」という体の取り組みが行われても、その目的が明確にされず、広報も不十分なために、回答者が極めて少なく、形だけになっているのが実態だと考えます。

これでは、「区民と区の協働」は達成されないでしょうし、公共の授業で習うような、理想的な民主主義政治とは程遠いのではないかと感じてしまいます。

区の施設の建て替え計画や、空き地の利用方法など、誰もが利益を享受する可能性のある事柄は必ず、一部の区民だけでなく、みんなの将来の為に、私達子どもを含む住民の意見がもっと反映されるような意見収集、計画、説明会などの、クリアなプロセスを踏んで、区民がもっと積極的に関わりつつ進められるべきだと思います。

また、現状として、区政に対する興味・関心度、そして理解度に区民の中で差があるようにも感じています。私自身、区のホームページに掲載されている資料や、ポスターセッションの際の展示資料を拝見させていただきましたが、興味をそそるようなものであったとは言いにくく、子どもにとっても、ややもすると大人にとっても分かりにくいものばかりだったという印象です。小中学生も立派な区民です。彼らにとっても、興味がわき、区政への理解を深められるような情報提供の仕方を、もっと考えていただきたいです。

請願事項

- 1 まちづくりに関して、特に、公園や図書館のような公共施設の整備については、「区民と区の協働」を達成するために、参加人数や属性を限定しない集会型の住民意見聴取会を開いたり、周辺住民・学童・生徒を対象に、誘導的でない、内容の偏りのないアンケートを取ったりする等の、子どもの意見も含めた民意をできるだけ反映することに努める住民参画のプロセスを経よう、区議会から区に求めてください。
- 2 アンケート等の回答結果は、町内掲示板や校内、スポーツ施設や図書館などにポスターを掲示するなどして、区民が簡単にアクセスすることのできる場所に、誤解なく伝わるような形で公開することも区議会から区に求めてください。
- 3 上の1、2に上げたような政策の意義、価値、有効性等を最大化するためにも、区民が日ごろから区内でどんなことが行われているのかや、区民がかかわるような政策はあるのか等、子どもを含む、すべての区民が区政に興味を持ちやすい環境づくりを進めるよう、区議会から区に求めてください。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和6年9月2日 第17号
件 名	介護保険制度の抜本的改善、介護従事者の処遇改善を 求める請願書
請 願 者	文京区本駒込五丁目 15 番 12 号 新日本婦人の会文京支部 支部長 小 竹 絃 子
紹 介 議 員	金 子 てるよし
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	厚生委員会

請願理由

介護保険制度は施行 24 年が経過しました。しかし、利用料、食事・居住費などの重い負担のため必要なサービスが利用できない実態が広がり続けており、家族の介護を理由とする介護離職も高止まりのままです。

2024 年度の介護報酬改定はプラス改定となりましたが、介護職員と全産業平均との月額 7 万円の賃金格差を埋めるにはほど遠い内容であり、介護事業所の経営困難をもたらしている物価上昇分をカバーすることもできない不十分な改定です。さらに訪問介護の報酬が引き下げられたことで、地域で最も身近な小規模の訪問介護事業所が廃業に追い込まれる事態が生じており、「訪問介護事業所がなくなれば住み慣れた家で暮らしていけない」、「親を介護施設に入れざるを得ない」など、怒りと不安の声が噴出し続けています。加えて介護現場の人手不足は本当に深刻で、ヘルパーの有効求人倍率が 15 倍を超えるなど、このままでは介護の担い手がなくなります。身体介護、生活援助など訪問介護は、とりわけ独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅での生活を支えるうえで欠かさないサービスです。このままでは在宅介護は続けられず「介護崩壊」を招きかねません。

こうしたなか政府は、私たちの反対の声で先送りさせた利用料 2 割負担の対象拡大、ケアプラン有料化、要介護 1、2 のサービスの保険給付外しなど、さらなる改悪に向けた審議を 2025 年から再開しようとしています。

権利としての社会保障を実現させるためには、社会保障費を増やし、介護保険の国庫負担を引き上げ、制度の抜本的改善、介護従事者の大幅な処遇改善と増員を図ることは何よりも必要です。介護保険の立て直しは待ったなしの課題です。

以上の趣旨から、下記事項につき、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣に対する要望書の提出を決議していただくよう要望いたします。

請願事項

- 1 社会保障費を大幅に増やし、必要なときに必要な介護が保障されるよう、費用負担の軽減、サービスの充実など介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。介護報酬財政に対する国庫負担の割合を大幅に引き上げること。
- 2 訪問介護の基本報酬の引き下げを撤回し、介護報酬全体の底上げを図る再改定を至急行うこと。その際は、サービスの利用に支障が生じないよう、利用料負担の軽減などの対策を講じること。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和6年9月2日 第18号
件 名	当面の間、マイナ保険証と現行の健康保険証を 両立するよう国への意見書提出に関する請願
請 願 者	文京区大塚三丁目 36 番 7 号 東京保健生活協同組合内 文京社会保障推進協議会 会長 山 崎 広 樹 外 2935 名
紹 介 議 員	金 子 てるよし
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	厚生委員会

請願理由

改正マイナンバー法が令和5年6月2日に成立し、本年12月2日には現行の健康保険証の新規発行を停止して、マイナンバーカードに健康保険証機能を持たせる「マイナ保険証」への一本化が行われることが予定されている。

しかし、被保険者資格情報の誤登録をはじめ、マイナンバーカードの健康保険証利用に係るトラブルは依然として続いている。このような状況が継続することによって、いずれ異なる個人番号に基づいた診療や投薬により重大な医療事故が発生することにもつながりかねない。

一方、総務省が公表した「マイナンバーカードの交付・保有状況（令和6年7月）」によると、当文京区における人口に対する保有枚数率は72.9%とされ、区民の約4人に1人が未だにマイナンバーカードを保有していない状況である。また、厚生労働省が公表した「オンライン資格確認マイナ保険証の利用実績（令和6年7月）」によると、東京都におけるマイナ保険証の利用率は11.13%に留まっており、都民の88%超は現行の保険証を使用している。

このような保有率・利用率で、このまま12月2日に現行の健康保険証を廃止すれば、マイナンバーカードの保険証利用とオンライン資格確認システムが保険資格確認の手段として確実でないため、保険料を払っていても保険診療を受けられない人が生まれる懸念が否定できない。したがって、区民の医療機関受診に心配が残る現況を認めざるを得ない。

誰もが安心して、かつ安全に医療を受けることを保障する、わが国の国民皆保険制度を維持・存続するために、政府の冷静で慎重な判断が求められている。

上記の現況に鑑み、国に対し、令和6年12月2日実施予定の現行の健康保険証廃止を延期することを含め当分の間存続し、マイナ保険証と両立するよう、文京区として意見書を提出いただくよう要望いたします。

請願事項

- 1 2024年12月から始まる健康保険証の廃止を中止し、当面の間、マイナ保険証と現行の健康保険証との両立を求めるように、国に意見書を提出してください。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和6年9月2日 第19号
件 名	文京区のまちづくりの定義を明確にし、真の住民 参加／参画の実現に道を拓く「文の京」まちづくり 基本条例（仮称）の検討を求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	千 田 恵美子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	建設委員会

請願理由

文京区には他の自治体にあるような総合的な「まちづくり基本条例」がありません。「まちづくり活動の支援策」があるとはいえ、「推進要綱」や「コンサルタントの派遣」、一般的な「協議会への支援」しかなく、世田谷、練馬、目黒区、千葉県茂原市のようなまちづくり支援策を充実している自治体と比べると総じて遅れており、支援内容も限られているように映ります。一方、区全体を見渡すと、建築紛争自体の件数は少なくなっているかもしれませんが、区立学校の建て替えや図書館の改装、公園整備を巡っては、「子どもや若者を含め広く住民意見を聴く仕組みが制度として整っていない」「住民参加が形式だけで実質的な参加・参画が蔑ろにされている」「区と区民のみならず、子どもや若者を含めた地域住民の間における情報共有のあり方や理解に偏りや濃淡がある」等の声があちらこちらで上がっています。

文京区に必要なのは区民のまちづくりに対する熱意や意欲を受け止めた上で、それをしっかり支え、協働で実現につなげるための行政上のステップをきめ細かく丁寧に整えることであり、「文の京」まちづくり基本条例（仮称）は子どもや若者を含むすべての地域住民に開かれたまちづくりをサポートする役割を担います。

全国市区町村の既存の「まちづくり基本条例」や関連条例・要綱等を詳細に調べ、まちづくりの「理念」や「定義」「将来都市像」の描き方、防災・減災まちづくり施策の盛り込み方等を含め、「文の京」にふさわしい条例をつくるのが区民の最善の利益に適います。また、この基本条例は地元・地域の区民のまちづくりに関する提案を全庁的に検討するスキーム（広く意見や要望等を集約し、まちづくり行政に生かす仕組み）のあり方も含みます。「協働・協治」の理念に則り、専門家や区民による検討を十分に行いまちづくりに参画する主体としての区民の位置づけを明確にした上で、区民と開発事業者との関係を調整する区の役割も明記することを通じて文京区の総合的なまちづくりに資する基本条例となるものです。

「まちづくり推進要綱」をはじめとする現状の仕組みをさらに発展させ、先に挙げた自治体並みに支援策を充実させながら、条例制定を通じ、まちづくり行政上のステップのハードルを下げるとともに、きめ細かく丁寧に整える（区民の意見・要望を集約・反映しやすく、参加・参画しやすくすることを含む）検討をするよう区に働きかけていただきたく、貴議会に下記のとおりお願いいたします。

請願事項

- 1 「文の京」のまちづくりの手法として、子どもや若者を含めた幅広い地域住民が構想段階から参加・参画できるような「パブリック・インボルブメント（P I）」や、「文の京」版コンサルテーションの手法などを区の仕組みとして整えることのメリット・デメリット等を調査・研究してください。
- 2 「パブリック・インボルブメント（P I）」や、フランスの都市計画やまちづくりにおける「コンサルテーション」の手法を参考に、子どもや若者を含めて幅広く区民の意見を聞き、構想着手前の早い段階から区民への情報提供と対話の場を設け、区民が十分に情報共有し、また意見や要望が取り入れられるような仕組みを検討してください。
- 3 「延べ面積が1万平方メートルを超える中高層建築物」等については東京都の取扱いになるとはいえ、区が区民の意向や要望等をしっかり受け止め、正確に都に伝え、何をどう伝えたか区民が検証できる仕組みを調査・研究してください。
- 4 文京区としての「まちづくり」の定義と基本理念を定めた上で、上記1～2を踏まえ、上記3の仕組みも検討課題としつつ、他の自治体に見劣りしない安全・安心な住環境や子育て・教育環境の充実・強化など令和の新時代に相応しい「文の京」まちづくり基本条例（仮称）を検討してください。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和6年9月2日 第20号
件 名	小・中学校全学年において早急に少人数学級の実現 を求める請願
請 願 者	文京区本駒込五丁目 15 番 12 号 新日本婦人の会文京支部 支部長 小 竹 紘 子
紹 介 議 員	石 沢 のりゆき
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	文 教 委 員 会

請願理由

文部科学省は 2022 年度の小中学校で不登校だった児童生徒について前年度比 5 万 4108 人 (22.1%) 増の 29 万 9048 人にもものぼり、過去最多になったと発表。10 年連続で増加し、過去最多を 6 年連続で更新しつづけています。

小学生が 10 万 5112 人 (前年度比 29.0%増)、中学生 19 万 3936 人 (前年度比 18.7%増)、いずれも増加しており、全児童生徒の 3.2%を占め、10 年間で 2.6 倍にもなっています。文京区においても、2022 年度小学校 137 人、中学校 183 人と小学校で若干減ったとはいえ 2022 年度も増加の傾向をたどっていることは深刻です。その上いじめも増加傾向が続いていることも問題です。

学校が子ども達の安心できる居場所、安心して学べる場所になっていないことが明らかであり、解決のための対策が急務になっています。

授業時間の詰め込みの問題もあります。一日の授業時数が多いうえ、競争的な教育が背景にあると専門家から指摘されています。子どもに寄りそってその声を受けとめるべき教員の多忙化は大変な社会問題にもなっています。また、精神疾患による教員の休職者が 2021 年度文部科学省調査で過去最多になるなど、深刻な事態が広がっています。

教員が不足して学級担任のいない学校などが出て、副校長が担任になり、しのいだことがマスコミで報道されました。文京区内でも一歩間違えばそうなりかねない状況があったと聞いています。

学校を子どもが安心できる場所にするためには、何より教員を大幅に増やし、教員の多忙化を解消し、一人一人の子どもたちの声をしっかり聞き取り、心が通い合う環境を作ることが急務です。そのためにも少人数学級を進めることは必須です。国の文教予算を教職員増員のために大幅に増額すべきです。

またコロナ感染も未だに増加しています。拡大防止の点からも、「密」を解消することが必要になっています。少人数学級はコロナ禍での「密」を解消し、子どもたちがゆったりと学び、一人一人の個性を生かし学ぶ権利を保障する上でも重要です。

全国の自治体では、国の 35 人学級への法改正を受けて、自治体独自に前倒しで促進したり、更なる少人数への取り組みを進めるなど少人数学級を前に進めています。これは全国的な流れになっています。

東京都においても独自に教員を増やして、35 人学級を小学校で実施するとともに、同時に中学校に拡大していただきたく強く要請します。

請願事項

- 1 都の責任で、来年度予定の小学 6 年の 35 人学級をくり上げ実施すると同時に、中学校 2 年以上も 35 人学級にするよう都に求めること。
- 2 小・中・高の全学年で 30 人学級の検討に入ることを都に求めること。
- 3 国に対して中学校の 35 人学級への移行を求めること。
- 4 都に対し、学級数に対する教職員定数の配当基準を見直し拡充するよう求めること。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和6年9月2日 第21号
件 名	「グリホサート農薬」のっていない安心安全な 学校給食の提供を求める請願
請 願 者	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 60%; height: 15px; margin-bottom: 5px; margin-left: 20px;"></div> <div style="background-color: black; width: 40%; height: 15px; margin-left: 40px;"></div>
紹介議員	石 沢 のりゆき
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	文 教 委 員 会

請願理由

子ども達に安心安全な学校給食を食べさせたいという取り組みが拡大しています。学校給食に有機食材を使用する自治体は、193市町村（令和4年度）あり、前年から56市町村増加しました。国会では超党派の国会議員が参加する「オーガニック給食を全国に実現する議員連盟」が2023年に設立されました。今年11月には、全国オーガニック給食協議会が第2回目の全国オーガニック給食フォーラムを開催します。

日本の食料自給率は38%ですが、種・肥料・飼料などを海外に過度に依存しています。これらのことを考慮すると日本の「実質自給率は9%」と東京大学大学院の鈴木宣弘教授は試算しています。海外からの輸入が滞ると都市部は脆弱で命を守ることができません。それに加えて深刻なのは、日本の食料を守っている農家の平均年齢は68.7歳（令和2年）で離農が進んでいるため、今後ますます安心安全な国産の食材の安定的な確保が困難になることです。

そのような中、注目されているのが大阪府泉大津市の取り組みです。2024年7月、泉大津市は北海道旭川市と合同で「オーガニックビレッジ宣言」をしました。泉大津市の取り組みは、農業が盛んな自治体と連携することで日本の農家を守り、食料生産の底上げをします。都市部では、安心安全な食材が市場価格に左右されることなく安定的に確保でき、食糧危機が起きても優先的に提供してもらえます。一方、農村部では有機農業に安定的に取り組むことが可能になります。農村部と都市部が共存共栄でき、子ども達は身体に良い食材を学校給食で食べることができるのです。

文京区の学校給食のパンには、輸入小麦が使用されています。農水省が行った輸入小麦の残留農薬検査（2021年度）では、カナダ産100%・アメリカ産97.8%からグリホサートが検出されています。グリホサート（商品名ラウンドアップ）は、2015年にWHOの専門家機関である国際ガン研究機関が「人に対しておそらく発ガン性がある」と発表しており、多くの国で禁止や規制されています。つい最近の2024年6月にも、ブルガリア食品安全庁がグリホサート系除草剤の規制を強化し、空中散布、収穫前の乾燥目的での使用、公共エリアや学校、子どもの遊び場などでの使用を禁止しています。

グリホサートは多様な毒性があり、生殖毒性、腸内細菌叢の異常、自閉症などの発達障害、発達期の脳への影響なども指摘されています。そして今注目されているのが「世代を越えた影響」です。グリホサートは遺伝子の発現に影響を与える（DNAのメチル化異常）ため、自分には影響が出なくても、子や孫の代で疾患が出る可能性があるのです。なお、国が設定する残留基準値以内の摂取なら安全かといえば、農薬残留基準値は毒性の低い主成分を元に算出した値であり、強毒の補助剤の影響が考慮されておらず、決して安全とは言えません。

学校給食法第9条1項の規定に基づく、学校給食衛生管理基準には「有害なもの又はその疑いのあるものは避けること」とあります。学校給食は自治体の裁量です。安価でリスクのある輸入小麦を学校給食で使用するのではなく、国産の安心安全な食材を使用することで日本の農家を支え、子ども達の命と健康を守る取り組みは文京区でも実行可能です。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項を請願いたします。

請願事項

- 1 子ども達の健康を守り、環境に優しく、地域の農業活性化につながる「オーガニック食材」を学校給食に取り入れるよう区に求めること。
- 2 予防原則に基づき、グリホサート残留の可能性が高い輸入小麦は学校給食での使用を止めて、国産小麦・米粉または米飯にするよう区に求めること。
- 3 学校給食のパンと麺のグリホサート残留農薬検査を定期的に行うよう都に求めること。
- 4 農薬の安全基準を決める毒性試験は「主成分のみ」で行われている現状を改め、「実際に使用される農薬（主成分+補助剤）」で行うよう国に求めること。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和6年9月2日 第22号
件 名	学校給食に「ゲノム編集食品」を使用しないことを 求める請願
請 願 者	<div style="background-color: black; width: 300px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 220px; height: 20px; margin-bottom: 5px; margin-left: 100px;"></div> <div style="background-color: black; width: 270px; height: 20px; margin-left: 150px;"></div>
紹介議員	石 沢 のりゆき
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	文 教 委 員 会

請願理由

ゲノム編集食品が人体に与える影響を調べた研究はまだおこなわれていません。それにもかかわらず、日本ではすでにゲノム編集食品の流通が始まっています。日本では現在、6種類の作物・魚が届け出されています。トマト2種類、トウモロコシ、マダイ、トラフグ、ヒラメです。さらに、新たなゲノム編集食品の開発が国内外で進められており、今後市場に出てくることが予想されます。

ゲノム編集とは、標的とする特定の遺伝子を壊す技術です。例えばゲノム編集トラフグの場合、食欲を抑制する遺伝子を壊すことで食欲をコントロールできなくします。体は大きくなりますが、血糖値や肝臓に異常が生じやすくなり、病的な状態で育つことを強いられます。カリフォルニア大学のイグナシオ・チャペラ教授は「遺伝子はお互いにコミュニケーションを凶っているのだから、その遺伝子の1個が壊されると、敵が来たか錯覚してその壊れた遺伝子を含む細胞を壊そうとして有害な化学物質を出したりするので、どのようなことになるか予測がつかず大変危険」と指摘します。

そのような問題点がありながらも、ゲノム編集食品には「食品表示義務がない」ため、消費者はゲノム編集食品を避けることができません。2019年、日本はゲノム編集食品について、安全性評価なしの任意の届け出で流通を認めるとし、食品表示も不要としました。ゲノム編集を避けたい消費者のためにもゲノム編集食品の「届け出の義務」と「食品表示」は必須です。地方自治体からも「ゲノム編集食品の表示を求める意見書」が岐阜県、奈良県、静岡県などから次々に提出されています。なお欧州議会では、「食品表示の義務化」と「トレーサビリティを可能にする監査書類の義務化」が議決されています(2024年2月)。

学校給食で子ども達の口に入るものは、安心安全な食材を使用することが基本です。学校給食法第9条1項の規定に基づく、学校給食衛生管理基準には「有害なもの又はその疑いのあるものは避けること」とあります。遺伝子組み換え食品と同様にゲノム編集食品でも、予防原則で慎重に対応することが必要なのです。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項を請願いたします。

請願事項

- 1 「ゲノム編集食品」は、加工品を含め学校給食に使用しないよう区に求めること。
- 2 「ゲノム編集食品」の届け出を義務づけるよう国に求めること。
- 3 「ゲノム編集」の食品表示を種苗・作物・食品に義務づけるよう国に求めること。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和6年9月2日 第23号
件名	子どもの最善の利益を守るため、小日向台町小学校等の改築において改めて仮校舎用地確保を検討し、今後の学校改築においては校舎外に仮校舎用地の確保を念頭に置いた長期の改築計画を策定すること。また小日向台町幼稚園移転がなくなった経緯について改めての区民への説明と、今後の適切な文書管理を行うことについての請願
請願者	<div style="background-color: black; width: 300px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; display: inline-block;"></div> 外4名
紹介議員	依田 翼
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	文教委員会

請願理由

小日向二丁目国有地（以下、「国有地」という。）については、かねてより地元住民から「小日向台町小学校仮校舎用地に」「幼稚園だけでも移転を」という要望が上がっていました。小日向台町小学校等の改築にとってこの国有地は、至近に残された最後の最適地です。

以下、国有地をめぐる政策決定の経緯は、主に関東財務局の記録文書によって明らかになっています。

平成 27 年 5 月 1 日 「未利用国有地等の処分等における地域の整備計画等に関する意見照会及び情報提供について（回答）」（文京区）という文書を区長名で関東財務局東京財務事務所長に提出。国有地の利用用途は「特別養護老人ホームの誘致」「近隣老朽施設の改築・移転用地（暫定利用）」「区立幼稚園の認定こども園化の転換」を挙げ、緊急に事業または施設整備を国有地に必要とする理由として「小日向台町幼稚園・小学校、児童館も徒歩数分の立地となっている。そのため、将来の行政需要の変化に合わせて、長期的に新たな事業展開や施設整備を計画する上でも、適地と考える」、「近隣の区立幼稚園・小学校が老朽化による改築を控えており、仮設園（校）舎又は移転整備用地の確保を必要としている」、また緊急の度合いを「近隣の区有施設は手狭であり、仮設又は移転用地の確保ができず、改築計画の策定に至っていないため、早急な確保が必要である」とした。

平成 28 年 8 月 3 日 「小日向住宅の建物解体および擁壁回収にかかる確認について」（関東財務局東京財務事務所）において、利用計画として「平成 31 年度に区主体の認定こども園を本地南側に開設、同年度に社会福祉法人主体の特別養護老人ホームを本地北側に開設することとしている」とある。規模は、特別養護老人ホームは建築面積 1,800 平米、認定こども園は建築面積 980 平米とし、土地利用計画図（*参考 1）も示された。

平成 29 年 3 月 15 日 「小日向住宅埋蔵文化財本調査の打ち合わせについて」（関東財務局東京財務事務所）において、埋蔵文化財調査が、特養とこども園の位置と形状が記載された土地利用計画図に沿って行われることがわかる。しかし「文京区企画課としては、特養の計画を見据えながら、残地を使い、認定こども園の建設を考えているため、現段階では、どこにも話をしていない模様」という記述。

平成 29 年 12 月 18 日～平成 30 年 7 月 20 日 小日向一丁目・二丁目南遺跡の発掘調査が行われる。（*参考 2、『文京区小日向一・二丁目南遺跡-小日向住宅建物解体事業に伴う埋蔵文化財発掘調査-』東京都埋蔵文化財センター調査報告 第 344 集）

平成 30 年 1 月 29 日 「小日向住宅ほかの今後の打合せについて」（関東財務局東京事務所）において、「社福施設の計画が具体化したら、残地を使って認定こども園等と考えていたが、3 階までしか建てられないため、余剰地が残らないかもしれない」と文京区が発言。平成 29 年 10 月 20 日の建物解体にあたっての住民説明会では、「小日向住宅跡地に区が老人施設をつくらうとしている噂は耳にするが、いまだ区から近隣住民に対する説明がない」と多数意見が寄せられたとの記録。

令和元年 6 月 3 日 「利用計画策定のためのポーリング調査について」（関東財務局東京

事務所)において、文京区は「敷地北側については、当初の予定どおり特別養護老人ホームを計画しており、施設規模は一般的なもの(100床程度)となる予定。敷地南側については、ボーリング調査の結果を踏まえて認定こども園の施設規模を検討する予定であったが、ボーリング調査は行わず、擁壁に影響の出ない比較的小規模のものとする、もしくは、需要が高まっている同規模程度の社会福祉施設(障がい者グループホーム、高齢者グループホーム等)への計画変更を検討している」と発言。

令和元年12月12日 「旧小日向住宅の利用計画について」(関東財務局東京事務所)において、文京区は「旧小日向住宅の利用計画については、当初の予定どおり『特別養護老人ホーム』と『区立認定こども園』としたい。特別養護老人ホームについては、区が公募選定した社会福祉法人、区立認定こども園については、文京区が定期借地により借り受ける」と発言。

令和2年1月 「未利用国有地等の活用計画概要(案)」(文京区)において、国有地の主な用途を特別養護老人ホームと区立認定こども園と記載。定員100名程度の特別養護老人ホームは地上3階地下1階で建築面積1,800平米(延床5,000平米)、認定こども園は地上2階の建築面積980平米(延床1,600平米)で、別棟として整備するとした。

令和2年3月 「文京区教育委員会教育指針」を策定。(5)学校施設等の設備の⑤「校地の有効活用のため、隣接する等の条件が整っている場合には、改築等を行う際に一体的な整備について検討します」という文言。

令和2年6月9日 「関東財務局打合せ記録要旨」(文京区)において、「コロナ禍で、特別養護以外の利用計画を見直すことも考えている」と計画変更がうかがわれる記載。

令和2年6月9日 「小日向住宅跡地にかかる取得要望等について」(関東財務局東京財務事務所、文京区作成の「関東財務局打合せ記録要旨」と同じ打ち合わせを記録したもの)では、「区内部での検討を行った結果、特養については進めていくが、認定こども園部分については、白紙となった」と文京区が発言。

令和2年6月16日 「小日向住宅跡地にかかる取得要望等について」(関東財務局東京財務事務所)において、認定こども園の計画が白紙になったのは「コロナの影響により、歳入の減少が見込まれ、学校など箱物の建替えは優先度が低いと判断される可能性が高いため、小日向台町小学校の建替え計画の一環としている認定こども園の整備についても早期の実現が不透明な状況にあることや、町会長やPTAが参加する建替えにかかる検討会も開催できる状況にないことから白紙としたものである」と文京区企画政策部企画課が発言。

令和2年9月18日 「小日向住宅跡地にかかる取得要望等について」(関東財務局東京財務事務所)において、「特養ホームと認知症高齢者グループホーム(いずれも減額対象、借受は事業者)を1棟に合築する方向で計画案の作成を進めている」と発言。

令和2年10月14日 「小日向住宅跡地にかかる取得等要望について」(関東財務局東京財務事務所)において、「特養ホームと認知症高齢者グループホームの2つの事業が実施可

能な1社を公募にかけるとの計画である。現状、興味を持っている事業者が一定程度いると介護関連の部署からは聞いている」と発言。

令和4年9月 小日向2丁目計画のボリューム図作成業務を文京区がシスケアに委託。
①特養（3階層で5,000平米） ②地域密着型サービスとして ア：認知症グループホーム
又はイ：看護小規模多機能型居宅介護事務所（どちらも延べ床750平米） ③育成室（300平米） ④消防水利（100平米） ⑤敷地内通路を用途・数量とした。

令和4年11月4日～12月5日 「国有地の活用に向けた活用方針（素案）に対する意見募集の結果について」（文京区）において、集まった25件の意見のうち9件が小学校・幼稚園・児童館建て替えに国有地を活用してほしいという要望であった（8、10、11、12、14、18、19、24、25番）。

令和4年11月22日 区民説明会において、「土地の借地代は、区から提示がなかったが、小学校の建て替えには10年間で50～60億の費用がかかると聞いている。学校の改築工事により、子どもたちが10年間校庭がなく、工事騒音の中で過ごすことになるという悪条件や、居ながら工事にならなければ工期の短縮により工事費も節約できるように思う」とする区民の意見に、企画課長が「国の留保財産に福祉施設を整備することにより10年間借地代の減免を受けられるということもあるが、金額面のみで判断をしているということではなく、国の要件の趣旨として、介護施設の必要性が高まっているということや、区としても喫緊の状況を踏まえ、特別養護老人ホームを整備することとなった」と発言。また「小日向台町小学校に併設されている小日向台町幼稚園を今回の土地に整備することは検討したか」という質問には、「詳細な検討はしていないが、50年の定期借地権において、契約期間終了後に原状復帰するという前提があることから、小学校や幼稚園等の整備は難しいと考えている」と発言。他にも小学校改築等に利活用できないかの問い合わせがあった。

令和4年11月22日 厚生委員会での区議の発言「小日向台町小学校改築は何年も掛けて居ながら工事をするのではなく、できるだけ早く完成させるために財務省跡地に仮校舎を建て、また江戸川橋体育館も利用して一気にやっちはどうかという声も根強くあります」に対し企画課長が「今御指摘いただきました小日向二丁目の国有地の活用についてでございますが、こちらにつきましては国有地ということで、一定、国からの縛りもございます。そういった中でこの間、区と国のほうで様々議論を尽くしてきたところでございますが、今いただきましたような案につきましては、今回の国等のスキームでは採用ができないということで、先ほど介護保険課長から答弁があった特養の事業を進めるということで今進めているところでございます」と答弁。

令和4年12月18日 「国有地利用について」（文京区）において、「これまでの地域住民との意見交換会では、地域交流の空間や一時避難場所、消防水利の確保等の要望があり、これらを特別養護老人ホーム建設の要件に含める方向で検討しております」とし25人中9人が言及した小学校等の改築での利活用については触れられず。

令和5年5月17日 「小日向住宅跡地にかかる個別協議、埋文調査等について」関東財

務局東京財務事務所)において、文京区が「公募における自由提案として社会福祉法第2条に規定されている第一種又は第二種社会福祉事業に限り、借受者が自由提案する高齢者福祉に資する事業を実施させることも可能としたい」と発言(国に「自由提案は困難」と却下される)。

令和5年7月 「小日向台町小学校等改築だより」第一号が発行され、工期8年が住民に示される。長期にわたる工期に驚いた住民有志により「小日向台町小学校の改築を考える会」結成。

令和5年11月 区民による調べにより、令和元年9月20日財理 第3207号「定期借地権を設定した貸付けについて」に基づき制度的に国有地を仮校舎用地として利用することが可能であると住民にも明らかになる(地域住民は国有地は仮校舎としての活用はできないと誤解してきた)。

令和5年12月5日「小日向台町小学校改築に係る小日向二丁目国有地の活用に関する区の見解について」(文京区)において、「制度的には国有地の用途として仮校舎を整備することは可能であると認識しております」としたものの、「建築範囲は限られ、現在計画している特養・育成室・地域密着型サービスで必要となる面積を確保したうえで、仮校舎建設に必要な面積を確保することは、困難であると考えております」「特養については、安定的な運営をするために定員100人以上の施設を整備する必要があります。この施設規模を満たせる広い用地については、これまでの状況からも、現時点で本敷地以外に建設地を見込むことが極めて困難な状況です」と回答。(100名程度の特養であれば、令和4年8月23日の関東財務局東京事務所の記録でも、文京区は特養の規模は以前と変わらず5,000平米と見込んでおり、ちなみに育成室についてはニーズを見越し「15年の時限的な施設」と文京区が記載していた記録が残る)

令和6年6月7日 本会議において区議による「幼稚園の移転中止が適切だったのか、合理的な説明をお願いします」という問いに対し、区長は「当該土地の活用方法や形状等について確認を進め、様々な可能性について検討してまいりました。その後、令和2年度に、当該土地の活用方針を作成するにあたり、改めて全庁的に確認したところ、幼稚園の移転先としての活用は、小日向台町小学校等改築基本構想検討委員会において、小学校と幼稚園の一体的な整備について方向性が定まっておらず、その時点において決定するための判断が難しかったことから、それ以外の活用方針で取りまとめ、国に提出したものです」、「様々な行政需要と諸条件を総合的に判断し、必要な検討を行った上で、適切な対応をしたものと捉えております」と答弁。教育長(現副区長)は、「学校の改築にあたっては、令和2年3月に策定された文京区教育委員会教育指針において『隣接する施設等の条件が整っている場合には、改築等を行う際に一体的な整備について検討する』とされており、そのため、小日向台町幼稚園の移転については、小学校の改築とあわせて議論する必要性がありました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、改築の方向性を検討する改築基本構想検討委員会を一度も開催できない状況にあったことから、その時点において、判断する

ことは難しかったため、移転についての要望は出しておりません」と答弁。

文京区が（幼稚園と小学校の）「一体的整備」の拠り所とする文京区の教育指針が策定されたという令和2年3月は、コロナ禍が始まった頃であり、幼稚園移転が白紙になったことがうかがわれる令和2年1月～6月の間に該当します。この時期にあえて、一体的整備が必要と決め込み、幼稚園移転や仮校（園）舎のために国有地を活用しない理由とすることに合理的な説明は難しいと考えます。

私共区民、日本国民には、国民の財産である国有地がどのように利活用されるのか、その意思決定に至る過程を知る権利があります。住民が希望し、かつては区自らが判断していたように、幼稚園の移転又はこども園計画は、小日向台町小学校等の改築事業において合理性が高く、また近年逼迫する教室不足への対応にも貢献したと考えられることは疑う余地がありません。コロナ禍などを理由に、予定地の埋蔵文化財調査まで行った幼稚園移転だけなくなり、特養の検討は進められたことへの合理的説明が求められます。ちなみに予定変更に伴い、追加で埋蔵文化財調査が範囲を広げて国の負担で行われることとなっています。区が、事業者ではなく国の負担で行ってもらえるようにとの発言が残っています。令和5年5月31日の住民説明会では「埋文調査は国による実施であるので、詳細は把握していない」（「小日向二丁目国有地における特別養護老人ホーム等の整備概要説明会」の記録）としています。

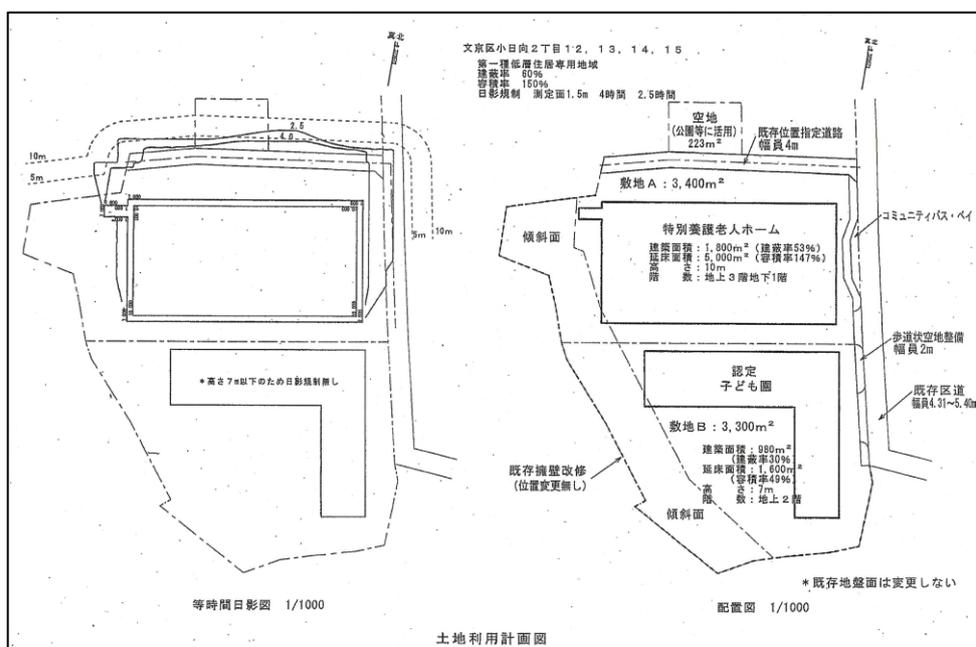
区長は、「区の政策決定に至る過程においては、日々の業務を通して思料するものもあり、その結果、記録や資料等の文書が残されていないものがあることは事実としてあり、本件において、政策過程が一部記録されていなかったことは認識しております」と令和6年6月7日の本会議において答弁したとおり、国有地をめぐる文書の一部がないことを認めました。記録文書が存在しないのであれば、国有地をめぐる政策決定について不透明な部分を改めて審議する必要性は高く、またそのような透明性ある政策決定こそが区民の信託の上にある区議会の役割であると考えます。記録文書はないが政策を進める、というのは民主政治のあるべき姿ではありません。政策過程を記録した文書がない中で、子どもの利益を犠牲にしても政策を押し進めるようなことは「文の京」においてあってはならないことと考えます。豊島区においては、文京区に隣接する地域にある駒込小学校・仰高小学校・駒込中学校の3校を順次改築するため、民間から借り受ける民有地に仮校舎を建設することを令和6年7月に発表しました。豊島区は「改築工事期間中の学習環境を可能な限り良好なものとするため、これまでの学校改築においては、例外なく校舎外に仮校舎を設けてきており、今後もこの方針を維持していく必要があります」と「豊島区学校施設等長寿命計画 概要版」に記しています。豊島区は「学校改築には、仮校舎地が不可欠である」、「厳しい財政状況やコロナ禍などの不安定な社会経済状況においても（学校改築を）着実に進めてきた」としています。他区でも、廃校・統廃合の空校舎を利用しているのは千代田区・港区・江東区・渋谷区と豊島区、都有地を利用しているのは新宿区・渋谷区、公園・商業ビルを利用しているのは中央区、スポーツセンター敷地（テニスコート等）を利用しているのは渋谷区です。子どもの最

善の利益を守るためには、改築には自校校庭ではなく敷地外に仮校舎用地が必要です。小学校生活 6 年間丸々校庭なし・工事をしている真隣で教育を受ける子どもたちが複数学年出るような現状計画は、文京区が令和 8 年 4 月に施行を目指す「(仮称) 文京区こどもの権利擁護に関する条例」にもとるものであり、計画なき自校方式は、明らかな子どもの権利の侵害です。

請願事項

- 1 小日向台町小学校等の改築において、改めて小日向二丁目国有地の分割・暫定利用を含め、あらゆる仮校舎用地の利用の可能性を検討し、子どもの最善の利益の保全を図るよう区に求めてください。
- 2 文京区の学校改築において、子どもの最善の利益を守るため、校舎外に仮校舎を設けることを念頭に、長期の改築計画を策定することを区に求めてください。
- 3 小日向台町小学校等の改築において、小日向二丁目国有地への幼稚園移転又はこども園計画がなくなった経緯についての説明を日本国民及び文京区民として求めます。改めて詳しい説明をするよう区に求めてください。
- 4 今後は、区民及び区議会が区の政策決定の経緯を検証できるよう、行政文書を適切に残し、管理することを区に求めてください。

(*参考 1)



(*参考2)

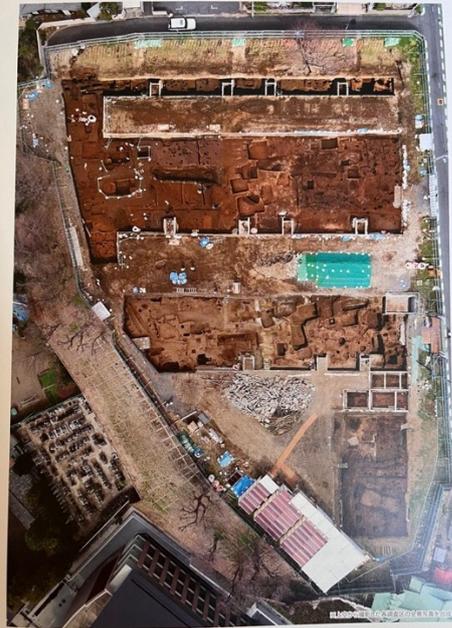


写真 27 群租施設区画 (南から)

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和6年9月2日 第24号
件 名	区内全学校施設の普通教室における夏場の就学環境 の確認及び改善を求める請願
請 願 者	 文京区ゼロエミッションを実現する会 菅 谷 幸 子 外1名
紹 介 議 員	ほかり 吉 紀 石 沢 のりゆき 浅 田 保 雄 依 田 翼 たかはま なおき
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	文 教 委 員 会

請願理由

近年、地球温暖化が深刻化し、今年も「観測史上最も暑い夏」が更新されております。暑さ対策として区立学校の全ての普通教室にエアコン冷房を設置頂いておりますが、冷房の利きが悪い教室がある状況です。

この度、本郷小学校の全館冷房の効きが悪いことについて学務課にご相談したところ、冷温水発生装置3台のうち1台が能力低下していることが直後の定期点検で確認され、該当の1台は夏休み中に修理頂けることになりました。早急なご対応に心から感謝いたします。

しかしながら、冷房設備は機能しているにも関わらず、十分な冷房効果が得られない場合もあります。文部科学省による校舎建屋の断熱の基準ができたのが1980年、現行基準は1999年からの施行となっており、古い学校はほぼ無断熱となっているのが実情です。

文部科学省の「学校環境衛生基準」では、健康を保護し、快適に学習するための教室の環境温度は17℃以上、28℃以下であることが望ましく、最も望ましい温度は、夏期では25℃～26℃とされています。また、環境省・文部科学省が今年4月にまとめた「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（令和6年4月 追補版）」に記載の熱中症事故等事例によれば帰宅途中での死亡事故も発生しており、教室内で体を十分冷やして下校する対策が有効とされております。

文京区では、築30年以上経過している16校の特別教室の空調の入れ替えと最上階の断熱化を行う改修工事を進めていますが、この度、普通教室についても断熱のない最上階教室全18校98教室の改修工事を新たに検討頂き、予算確保に動いて下さっております。先ずは本予算確保に区議会としても是非後押し頂きたくお願いいたします。単年度での予算確保が難しい場合は、ESCO事業を活用することで早期対応が実現可能かご検討頂きたくお願いいたします。

また、上記改修対象となっていない他教室についても各学校施設にヒアリングを行うと共に、温度測定による学校環境衛生基準に即した環境であることの確認をお願いいたします。（新校舎が竣工したばかりの誠之小学校でもガラス張り箇所には西日が当たり、夏期は校内が高温になるとの情報もあります。）不適な温度環境の教室については冷房設備の能力確認と改善、遮熱カーテンや冷風機の設置等の緊急措置を行って頂きたくお願いいたします。

現在の学校施設では熱中症のリスクを排除しきれない状況があり、子どもたちの命に関わる問題となっております。耐え難い暑さに苦しんでいる子どもたちのために、今年の残暑、来年の猛暑到来への応急対策を進めて頂きたくお願いいたします。

請願事項

区内全学校施設の普通教室における夏場の就学環境の確認及び改善を区議会から区に求めて下さい。

- 1 各校普通教室の現状把握と冷房設備の能力等の更なる改善
- 2 空調の入れ替えおよび断熱化が必要な教室の改修工事費用の予算確保

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和6年9月2日 第25号
件 名	小中学校の学校給食における飲用牛乳の選択制に関する請願
請 願 者	 
紹介議員	たかはま なおき
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	文教委員会

請願理由

文京区の小中学校の給食では年間約 30 万トン以上、約 15 万本分相当の牛乳が廃棄されています。割合にすると牛乳約 14 本に 1 本相当が廃棄されています。

欠席者の牛乳と牛乳を飲まないけれど牛乳停止の手続きが完了していない児童の牛乳などを合わせたものです。アレルギーの場合は診断書を提出することで免除されていますが、毎年診断書を得るのには費用も時間もかかります。日本人を含めアジア人の 90%以上が乳糖不耐の体質であると言われていた中、もともと日本食にはなかった牛乳は体質に合わない子が多いのではないかという意見もあります。牛乳を飲まない子も、本来の和食でもカルシウム等の栄養は十分に摂ることができます。

無駄になってしまう牛乳の廃棄を減らすことは、SDGs の方向性とも一致しています。例えば東京都多摩市では、無駄にする量を減らすために学期のはじめに希望をとる選択の制度が有効ではないかという結論に達し、2022 年 8 月にその趣旨の請願が採択され、2023 年の 2 学期から実施しています。具体的な実施方法の参考として、多摩市の

「学校給食における飲用牛乳の対応について」

(seikatsusya.me/blog/2023/12/15/22135city.tama.lg.jp 多摩市公式ホームページ) があります。アレルギー以外の理由では診断書なしで飲用牛乳停止届の提出のみで停止でき、牛乳代が返金されるようになっています。また、牛乳の停止は卒業まで自動的に継続されます。多摩市給食センターによると、導入後の苦情などはなく、逆に「ありがとう」や「助かった」などの声はあったそうです。多摩市の教育委員会の調査によると、東京都の 26 市のうち 13 市が既に診断書なしで牛乳を停止できるようになっており、文京区でも実現を求めるものです。

請願事項

- 1 児童生徒一人ひとりの多様性を尊重するために、そして毎日大量の食品が当たり前のよう廃棄されない教育環境のためにも、小中学校の学校給食で牛乳の飲用を選択できるようにして、保護者に周知をはかるよう、区に求めてください。